川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年12月11日提出 川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例(昭和25年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第238号ア中「第240号アにおいて」を「以下」に改め、同条中 第262号を第266号とし、第244号から第261号までを4号ずつ繰り 下げ、第243号の次に次の4号を加える。

- (244) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第5 3条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査
 - ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨をエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関(第246号において「登録建築物調査機関等」という。)が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合
 - (ア) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないも

のに限る。以下この号及び第246号において同じ。) 1件につき 4,900円

- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築 物の部分の区分に応じ次に規定する額
 - a 住宅部分(人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分 をいう。以下この号において同じ。) 次に掲げる住戸の総数の区 分に応じ次に規定する額

(a)	1 戸	4,	900円
(b)	2 戸以上 5 戸以下	9,	600円
(c)	6 戸以上10 戸以下	16,	0 0 0 円
(d)	11戸以上25戸以下	27,	0 0 0 円
(e)	26 戸以上50 戸以下	45,	0 0 0 円
(f)	51戸以上100戸以下	8 1,	0 0 0 円
(g)	101戸以上200戸以下	1 3 0,	0 0 0 円
(h)	201戸以上300戸以下	160,	0 0 0 円
(i)	3 0 1 戸以上	170,	000円

- b 共用部分(人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を 除いた部分をいう。以下この号において同じ。) 次に掲げる建築 物の区分に応じ次に規定する額
 - (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの

9,600円

- (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの27,000円
- (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの 81,000円

- (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円
- (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え2 5,000平方メートル以内のもの 160,000円
- (f)共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの200,000円
- c 非住宅部分(住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分をいう。 以下この号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に 規定する額
 - (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの9,600円
 - (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの27,000円
 - (c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの 81,000円
 - (d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1 0,000平方メートル以内のもの 130,000円
 - (e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え 25.000平方メートル以内のもの 160,000円
 - (f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの200,00円

イ ア以外の場合

- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 34,000円
- (4) (7)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築 物の部分の区分に応じ次に規定する額

住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額 (a) 1 戸 34,000円 2 戸以上 5 戸以下 69,000円 (b) (\mathbf{c}) 6 戸以上10 戸以下 97,000円 11戸以上25戸以下 140,000円 (d) 26 戸以上50 戸以下 (e) 200,000円 (f)51戸以上100戸以下 280,000円 101戸以上200戸以下 380,000円 (g) (h) 201戸以上300戸以下 500,000円 (i) 301戸以上 590,000円 b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 110,000円 (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,00 0平方メートル以内のもの 180,000円 (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの 280,000円 (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のもの 360,000円 (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え2 5,000平方メートル以内のもの 430,000円 (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超える \$ O 500,000円 非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額 (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの

- (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの380,000円
- (c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの 550,000円
- (d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1 0,000平方メートル以内のもの 670,000円
- (e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの 790,000円
- (f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円
- (245) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査
 - ア 確認申請書に係る建築物の計画に要判定建築物が含まれるとき。 1 件につき 前号の規定により算定した額に次に規定する額の合計額を加えた額
 - (ア) 第182号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に第187号に規定する額を加えた額。以下この号及び第247号イにおいて同じ。)
 - (4) 1要判定建築物につき次に掲げる要判定建築物に係る構造計算の方法の区分に応じ次に規定する額
 - a 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣が定めた方法による 場合 次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの

166,800円

- (b) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 222,450円
- (c) 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平 方メートル以内のもの 2 5 5, 0 0 0 円
- (d) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの336,900円
- (e) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの

619,350円

- b 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる場合 次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額
 - (a) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの

115,350円

- (b) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 143,700円
- (c) 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平 方メートル以内のもの 1 5 7, 3 5 0 円
- (d) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの199,350円
- (e) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの

337,950円

イ ア以外のとき。 1件につき 前号の規定により算定した額に第18 2号に規定する額又は第187号に規定する額を加えた額

- (246) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低 炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(以下この号及び次号において 「変更認定申請」という。)に対する審査
 - ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進 に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築 物調査機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付され ている場合
 - (ア) 一戸建ての住宅

- 1件につき 2,450円
- (4) (7)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額
 - a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について第244号ア(イ)の規定により 算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第24 4号ア(イ)の規定により算定した額
- イ ア以外の場合
 - (ア) 一戸建ての住宅

- 1件につき 17,000円
- (4) (7)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額
 - a 認定済計画に係る建築物の部分について第244号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第24 4号イ(イ)の規定により算定した額
- (247) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する 同法第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合 における同法第55条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査

- ア 確認申請書に係る建築物の計画に要判定建築物が含まれるとき。 1 件につき 前号の規定により算定した額に第245号アに規定する額を加えた額
- イ ア以外のとき。 1件につき 前号の規定により算定した額に第18 2号に規定する額又は第187号に規定する額を加えた額

第5条中「第2条第260号」を「第2条第264号」に改める。

第8条ただし書中「及び第244号」を「、第245号ア、第247号ア及 び第248号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制定要旨

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画の認定の申請に係る手数料の新設等を行うため、この条例を制定するものである。